

令和6年第7回美幌町議会臨時会会議録

令和6年10月17日 開会

令和6年10月17日 閉会

令和6年10月17日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 承認第 8 号 専決処分の承認について
〔令和 6 年度美幌町一般会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 4 議案第 6 1 号 令和 6 年度美幌町一般会計補正予算(第 5 号)について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 官 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稻 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		10 番 吉 住 博 幸
11 番 大 江 道 男		12 番 松 浦 和 浩
13 番 大 原 昇	議 長	14 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩
選 挙 管 理 委 員 会 長	早 田 眞 二	監 査 委 員	西 村 与 志 博

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明	総 務 部 長	那 須 清 二
町 民 生 活 部 長	関 弘 法	福 祉 部 長	斉 藤 浩 司
経 済 部 長	河 端 勲	建 設 部 長	遠 國 求
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二
会 計 管 理 者	田 中 三 智 雄	総 務 課 長	鶴 田 雅 規
危 機 対 策 課 長	多 田 敏 明	政 策 推 進 課 長 兼 デ ジ タ ル 推 進 主 幹	竹 下 護
財 務 課 長	吉 田 善 一	町 民 活 動 課 長	佐 久 間 大 樹
戸 籍 保 険 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	佐 々 木 齊	税 務 課 長	松 尾 ま ゆ み
社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一	児 童 支 援 主 幹	大 内 直 樹
保 健 福 祉 課 長	立 花 良 行	農 林 政 策 課 長	以 頭 隆 志
森 林 農 地 整 備 主 幹	橋 本 勝	農 業 振 興 主 幹	午 来 博
商 工 観 光 課 長	沖 崎 寿 和	建 設 課 長	森 口 尚 博
建 築 主 幹	廣 田 吉 輝	環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸

環境衛生主幹	宮 田 英 和	上下水道課長	石 山 隆 信
病院総務課長	伊 藤 寿	地域医療連携課長	高 山 吉 春
事務連絡室次長	藤 田 静 思	教 育 部 長	遠 藤 明 明
学校教育課長	中 尾 亘	学校給食課長	片 平 英 樹
社会教育課長	浅 野 謙 司	スポーツ振興課長	弓 山 俊 隆
監査委員事務局長	小 室 保 男	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆

○議会事務局出席者

事務局 長	小 室 保 男	次 長	小 室 秀 隆
議事係 長	高 田 秀 昭	庶務係 長	村 田 剛
庶務係	金 子 未 准		

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第7回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番大江道男さん、12番松浦和浩さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定を議題とします。

去る10月11日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央）〔登壇〕 令和6年第7回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る10月11日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認1件、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

また、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日ここに、令和6年第7回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしま

すとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第8号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第4号）については、10月28日投開票の衆議院議員総選挙に係る経費支出のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

補正予算について。

議案第61号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第5号）については、トレーニングセンター等耐震改修工事に係る債務負担行為の変更等を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

◎日程第3 承認第8号

○議長（戸澤義典） 日程第3 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書5ページになります。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

6ページをお開き願ひます。

専決処分書。

令和6年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、衆議院議員総選挙に係る事務執行のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年10月2日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

令和6年度美幌町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,463万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億893万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、16、17ページをお開き願ひます。

3、歳出。

2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費1,059万8,000円につきましては、衆議院議員総選挙に要する経費になります。

衆議院議員選挙につきましては、10月9日解散、10月15日公示、翌日から期日前投票、10月27日投開票の運びとなっておりますが、期日前投票及び選挙当日に係る費用を計上しています。

1節報酬のうち委員報酬については、選挙管理委員会委員長及び委員の報酬を、非常勤職員報酬については、投開票管理者及び投開票立会人報酬を計上しています。

7節報償費については、選挙啓発等報償として、明るい選挙推進協議会委員報償を計上しています。

10節需用費のうち消耗品から印刷製本費につきましては、必要な事務用品等を、修繕料については、選挙事務用の計数機及び投票用紙交付機等の点検整備費用及び各投開票所の施設修繕料を計上しています。

11節役務費については、郵便料、広告料及び選挙公報配布手数料等を計上しております。

12節委託料につきましては、ポスター掲示場作成委託料のほか、記載の委託料を計上しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、期日前及び当日の投票所の借上料を、17節備品購入費につきましては、投票所用車椅子1台の購入費用となります。

18節負担金補助及び交付金につきましては、期日前及び当日投票所に対する交付金となります。

次に、12款職員給与費403万5,000円につきましては、期日前及び当日に係る職員及び会計年度任用職員の時間外勤務手当等となります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

16款道支出金1,463万3,000円につきましては、今回の衆議院議員総選挙実施に伴う道からの委託金となります。

以上、承認第8号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第61号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第61号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書19ページになります。

議案第61号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、トレーニングセンター等耐震改修工事に係る債務負担行為の変更等を行おうとするものであります。

債務負担行為の補正。

第1条、債務負担行為の変更及び追加は、第1表、債務負担行為補正による。

20ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為補正。

本年6月定例町議会において、補正予算としてお認めいただきましたトレーニングセンター等耐震改修建築主体工事について、指名競争入札を8月22日に行ったところですが、指名業者10社のうち9社から辞退申出があり、競争性が確保されているとは言いがたいと判断し、入札を中止としたところでございます。

入札辞退の理由といたしましては、技術者の配置、下請業者の手配が困難のほか、積算の結果、予定価格を超過するとあったことから、設計内容を精査したところ、設計内容積算額に差異はあるものの予定価格に問題等はありませんでしたので、工程表の組替えに伴う設計積算額の見直しや財源整理などを行い、改めて入札を実施するものです。

なお、入札不調により、再度の入札、契約の時期が遅れるため、その分の工期延長が見込まれており、事業費総体で700万円の増額を見込んでおります。

一つ目のトレーニングセンター等耐震改修建築主体工事につきましては、全体で当初予算額1億4,631万2,000円から執行見込額1億4,984万5,000円に

変更となり、そのうち次年度債務負担行為は、407万1,000円から760万4,000円となり、差引き353万3,000円の増額となります。

二つ目のトレーニングセンター等耐震改修電気設備工事は、当初予算額4,102万円から執行見込額4,282万円に変更となり、そのうち次年度債務負担行為は、1,849万円から2,029万円となり、差引き180万円の増額となります。

三つ目のトレーニングセンター等耐震改修機械設備工事は、工事期間、令和6年の単年度から令和6年度から令和7年度の2か年となり、当初予算額3,266万8,000円から執行見込額3,433万5,000円に変更となり、そのうち次年度債務負担行為は、166万7,000円の増額となります。

なお、トレーニングセンター等耐震改修工事監理業務委託につきましては、工期変更により工事費は増額変更となりますが、業務委託料については当初予算内での対応が可能であり、予算額に変更はございません。

総工事額では、当初予算額2億2,000万円から補正後の執行見込額は2億2,700万円となり、700万円の債務負担行為の増額となります。

次に、今後の予定であります、本日の臨時議会で補正予算をお認めいただいた後、11月中旬にトレーニングセンター等耐震改修建築主体工事の入札執行を行い、仮契約後、11月下旬頃に臨時議会を申入れし、工事請負契約の締結について議決案件を提出したいと考えております。

議決の結果になりますが、12月工事着工から約1年間の工事期間を予定しております。

以上、議案第61号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） この入札のことに關してではなく、全体的な入札のことでお伺いしたいです。もし、筋が違ってれば、止めていただいても結構です。

今、資材あるいは人件費、人材を確保するのに、非常に困難な時期だと思っております。

というのは、人材にすれば、2024年問題によって、多分人がいない。そうすると、資材のほうは高騰というか、いろいろな資材の値段の変動が激しい。

このことによって、3月、4月に予算が決まり、工事を発注するとなった場合、遅くなればなるほど変化についていけないと考えるのです。

であれば、これからの入札に關しては、早期発注ということはできないのでしょうか。

これは、総務部長に聞いたほうがいいのかな。今回は教育委員会で、ずれてしまいますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（戸澤義典） 今回の工事も含めて早期発注はできなかったのかという観点で、お答えいただきたいと思えます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） まず、今回の耐震改修工事につきましては、実施設計期間の関係もありまして、当初予算での計上がかなわなかったということで、6月議会で補正予算として提案させていただいているところでございます。

資材高騰等によって物価等が上がるような場合がございますが、当然、今までも町として早期発注には心がけて発注してきているところであります。

その物価上昇の割合等にもよるかと思いますが、当初の設計額をはるかに上回るような物価高騰があった場合には、当然、設計変更等での対応というものも出てこよう

かと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 早期発注には心がけているということですね。でも、心がけているだけでは、今の時代の中で遅れていくような気がするのです。

特に、資材はそれなりに対応できるでしょうけれども、人材、作業員から技術者含め、全てが足りないのですよ。

仮に、発注が遅くなれば、土木でもそうですけれども、当初、夏に工事できるやつが冬にかかれば、いろいろと、何と言えいいのか忘れてしまいました（「養生」という発言あり）養生。別で養生にかかってくるのです。

だから、そのことによって、また不落になるかもしれないですけど、できれば、早ければ早く。

そして今回、このトレーニングセンター、一応、今までいろいろ実施設計などを考えていたと。でも、この話は去年から出ている話ですね。一般質問のときから、来年はトレーニングセンターの耐震工事がありますと。その時点から出ているのですよ、6月ぐらいから。

そうすると、なぜこのように遅れるのか。その時点で言っているのであれば、その時点からやっていけば、別に、今回6月に云々ということにはならないと思うのです。

まず、そのことだけをお聞かせください。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 今回の工事に際しましては、実施設計を発注しておりますが、実施設計の中において、耐震改修計画が適正に行われているかどうかということの第三者機関の検証を含めた期間となっております。

そこに時間を要したということで、当初設計には間に合わなかった形になってござ

います。

ただいま、発注時期がはっきり分かる資料は手元にございませぬが、実施設計の委託期間につきましては、3月中旬の期間設定として実施設計を発注しておりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 3月ということは、去年の予算と見ていいのですよね。

であれば、先ほど言ったように、この話は去年の当初から出ている話です。何で年度終わり頃に、あわくってやるのか。やろうとして計画しているのであれば、もっと早くできるはずですよ。

今回700万円、多いか少ないかは分かりませぬ。町民に聞けば分かりますから、多いか少ないかは。でも、されど700万円。無駄遣いです。もっと計画を持って行えば、この700万円も出なかったかもしれない。

ですから、私が言うのはそこなのです。以前、いろいろなことで私は言っています。先を見越しての計画を立てなさいと言っています。どうも計画性がない。先を見越しての計画性がないと、私は思っています。

これ以上、言うことはありませんけれども、これからは、やはり早期発注、2年、3年、10年を見越してやろうとする、そして、前年に分かるのであれば、それも早め早めに手を打っていったほうが私はいと思います。

これを切に訴えて終わります。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 不安でたまらないものですから、2点ほどお聞かせください。

まず1点目。肝腎な対応策ということでお聞かせ願ひたいのですが、この工事は中止をかけたと。応札が一社と言ったかな、

それは事実だから仕方ないと思うのですね。

改めて入札をかけるからと補正ばかりの話。私が聞きたいのはそこなのですよ。

次の入札のときも、もし応札が一社であればどうするのだと。知恵もなくしてただ入札します、入札時期に関わりますから金額——当然、そのようなこともあるでしょう。でも、肝腎要な中止に至ったことに対する要因の一つとして、応札がなかったというのは、今回、いい事例だと思うのですね。その対応策を何もしゃべらないで、はい、認めなさいといっても、金額的にいい悪いではなくて、不安でたまらないのですよ。その点については、しっかり説明したかないと、進めていいのかどうか。

くどくは言いませんけれど、意味分かってくれますね。次の入札をいつやるか分からないけれども、やったときにまた一社しか応札がなかったら中止をかけるのか。永遠にこれを繰り返すのですか。そんなばかげた入札はあり得ませんよね。

一つの判断ということで、例を挙げて恐縮なのですが、一社でも成り立つという方針を固めるのか。それは相手があることですから、結果を見なければ分からないことなのですよ。だから、そのぐらいの腹づもりで、次の入札に踏み出すのか。これを言っていたかないと心配です。

次、2点目。辞退した人の理由として、技術者の配置ができない、だから入札に応じられないという説明があったかと思いません。

美幌町では、過去に技術者の配置、あなたの会社はできますかという下調べをしてから発注したのです。指名競争入札の場合は。

それからもう1点。今回明らかにしてほしいのは、三つの物件までは掛け持ちができる。掛け持ちはできるけれど、上限があるのか。例えば、合計の金額で大げさに言うと3を超すから駄目ですよとか。

ただ、今の常識的には合計で3千万、そのぐらいだと業者は勝手に考えていますけれども、その制度をどこまで活用できるものか。

美幌の単純な通達では、3本まで掛け持ちできると私個人は思っていますので、さらにこれに対して制限が加わるなら加える。あえて言えば、3件掛け持ちできるのであれば、どんどん受注する。もし、私が個人的に指名されたら、受注したいぐらいですよ。こんなもったいないお仕事。

次に、工期の話をしてください。

まず、工期に関しての一つ目。今回、主体工事それから電気とか機械があるのですが、大きくて三つあります。

先に例を挙げます。学校のクーラーをやるときに、工期の変更で金額が上がりました。土木工事の場合、私の認識では、経費はあまり上がらないのですね。でも、建築は、工期が1か月、2か月、3か月やったら、それに応じて何百万単位——勉強になりました。

でも、学校のクーラーをやったとき、実質、夏休み前だったかな、出来上がったという認識が私にはあるのです。そうすると、工期の設定の仕方、工期が3か月延びる、でも実質、そこまでかからなかったら、建築主体工事は別として機械とか電気とか、ほかに設備というのは、別な項目であるでしょう。それを同時に発注しなくても、主体工事の進み具合で、工期をうんと短くすることによって、経費を削減できる。

もう1回言いますよ。

今回、学校のクーラーのことで勉強になりました。いたずらに工期の分だけが延びれば、経費はぼんぼん上がる。その辺の整理もどのような考えをお持ちなのか、お教え願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） まず1点目に、吉住議員からお話のありました入札、応札者

9社が辞退、一社の場合だけの取扱いということでございます。

先ほど、補正予算のときに説明をさせていただきましたが、指名業者10社のうち9社から辞退の申出があって、今回につきましては、競争性が確保されていると言いがたいということで中止をしたところでございます。

これから指名委員会で話をしますが、今後、同様のことも考えられますので、応札者が一社の場合の取扱いにつきましても、過去の応札状況から判断する。

また、他の事例等を見まして、複数の参加が見込めない場合については認めるという事例、ほかのところでも、一社の場合の取扱いの要綱、取決めをしっかりとしているところがあることから、そこを参考に、今後、発注する部分につきましては、一社の場合も有効とする形が取れるのであれば、そのような取扱いをしていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） まず、1点目の入札の件。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 指名とか入札の最高責任者は副町長だと、私は思っていますけれど、それでは駄目なのですよ。

次の入札案内をするとき、一社でも応札があったら——もちろん予定価格はありますよ、最低条件がありますけれど、有効にするならしっかりと行って、指名しなければ駄目です。今後考えますでは、何で不安材料みたいな表現するのですか。決めるなら決めてくださいよ。

やわらかい言葉で——副町長、入札はあなたが最高責任者だと思っているから、はっきり言わせてもらいますけれど、次の入札のときには、前例があって、一社でも応札があって、もちろん予定価格を下回った場合、落札するくらいの方角づけをしてくださいよ。

どちらにも取れる曖昧な言葉に聞こえま

すよ。はっきり明言してください。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） まだ決定しておりませんので明言はできませんけれども、そのようにする方向で、指名委員会の中で協議をするということでおります。

この補正予算をお認めいただいた後、議決後の指名委員会において、指名入札の方法、業者の選考も含めて決定して、案内をしていくという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） これだけ言わせてください。

今回、発注時期がずれます、工期が変わるということが主ですよ。その前に、予定価格は、簡単に言えば正当性という言葉は言っていないけれども、多少の差異はあったが、単価の違いとしておかしい単価はありませんでしたよ。

いいですか。また逆なのですよ、副町長。もし、工期が変わるごとにまた補正を組むのですか。だから、方針というのは、先に示さなければ。今後、研究しますという曖昧な話ではないのだから。

言葉をはっきり言ってください。決定するなら決定する、決定しようと思っているではなくて決定する。一社でも応札があったら。

日本語は優しいのです——優しいは、気持ちが良いという意味ではないですよ。語尾をはっきり言ってください。

この点について、副町長いかがですか。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 私がこの場で決定するというのではなくて、指名委員会です。

ですから、決定して通知をするという運びでおりますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 次に、2点目の掛け

持ち制限について。

財務課長。

○財務課長（吉田善一） 御質問にお答えいたします。

技術者の掛け持ちの制限の関係でございますが、金額については、建築一式工事が8,000万以上は、専任での配置を必要とするという規定としております。

通常であれば、先ほど議員おっしゃるとおり3件までの兼任を可能としているところではありますが、今回については、専任ということになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） これは、決まり事ですから分かりました。

ただ、指名に当たって、これにふっつけて言いたかったのは、過去に美幌町は、取りあえず指名しようと思う会社に、技術者は空いていますかという調査をした上で、空いていないところを指名しても、理由として残るわけだから。

そのようなことがあるものですから、今回はいい例です。あえて言えば、8,000万円以上になれば、掛け持ちできないわけでしょう、簡単に言うと。

予定価格というものは、おおよそ分かっているわけだから、技術者の確認をします。そのことをしてください。

だけど、今は制度の話で、しますという話はしてくれない。それは、課長の段階ではない。副町長なのです。最高責任者の判断が、世間に知れ渡っていないと困るわけです。

その面で、副町長いかがですか。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 技術者の配置につきましては、今まで事前に確認していたという事実がありますので、今後、しっかりと確認させていただいて、案内をするよう心がけてまいります。よろしくお願いた

します。

○議長（戸澤義典） 3点目、工期の別発注の件について。

建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 工期の設定でございますが、今回の工事におきましては、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事と3分割で発注しており、それぞれの工事ごとに、場所とか工事内容によりましてそれぞれ工程の計画を設定しております。

電気設備・機械設備工事においては、建築主体工事が終わらなければ着手できない工事もございますので、このような工期設定としておりますので、御理解をよろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） これ1回でやめますから。要は、皆さん、これ共通認識でいてください。

先ほど、学校のクーラーのとき、工期を延ばしたら、もちろん補正額があって増額しました。

でも、現実、夏休み前に——私の認識ですよ、現場としては終わったのかなど。そうすると、あの補正金額は何だったのか。

そのことも含めて、工期設定するのは、いろいろな計算式もあるでしょう。でも、規模によっては、実質、計算式以外にももっともっと縮めてできる可能性があるとするならば、これから美幌町の財政はゆるくないですよ。よくないですから。

もし、そのようなことで、少しでもお金が余れば——余るというか不用額が生じたら、町長はもっと別なことに使いたいですよ。そうしてみんなで努力していかねければいけないなということで、その辺を研究してみてください。お願いたします。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） ただいまの吉住議員からの御意見のとおり、今後の発注におきましては、専門業者の聞き取りなど、

十分な工程計画を立案しまして、精査の上、発注したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第7回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時42分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員